

Ⅱ 都市整備の方針

- 1 都市整備の方針の基本的視点
- 2 都市空間の構成方針
- 3 市街地の形成方針
- 4 多核連携都市の実現に向けて

1 都市整備の方針の基本的視点

都市整備の方針とは、市民生活や産業・経済活動などを支える都市施設や自然環境などの都市空間の整備方針を示すものです。

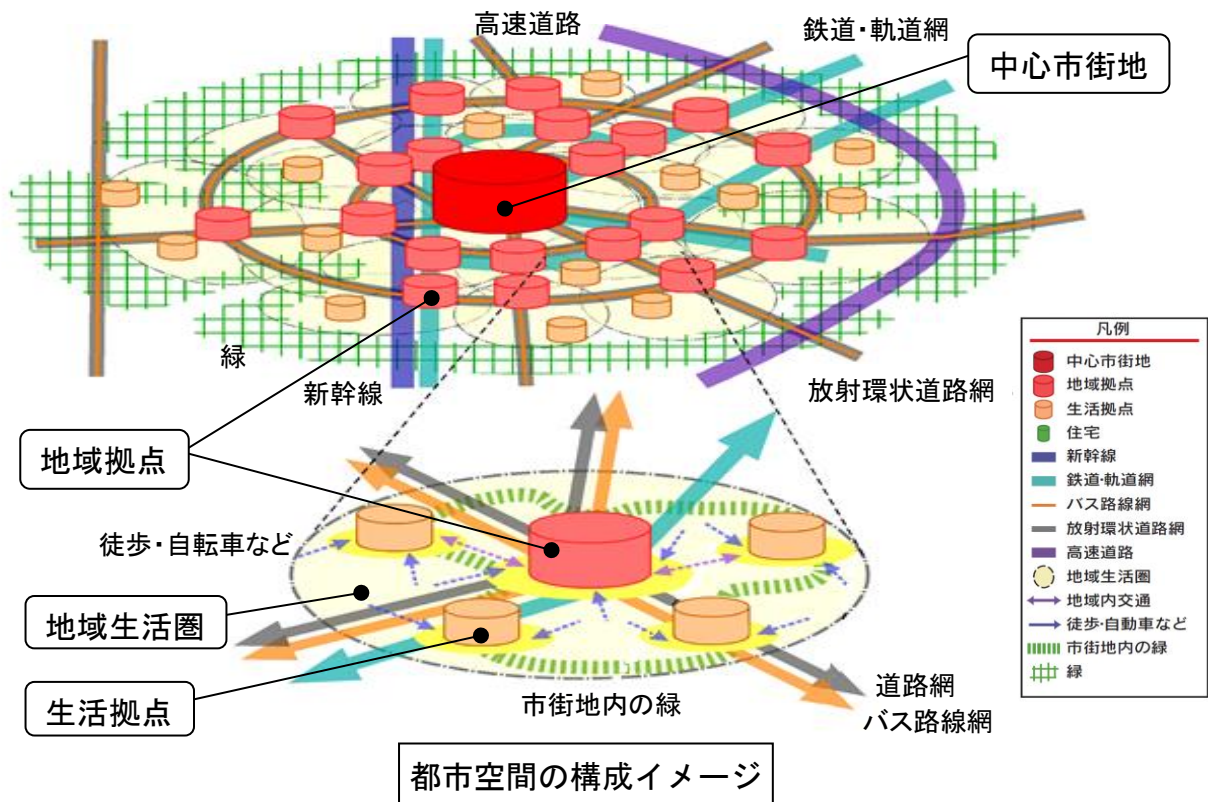
本市における、これまでの都市基盤整備の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合計画における「めざすまちの姿」を効果的に実現していくため、都市構造を、中心市街地及び15箇所の地域拠点を中心とした多核連携型へ誘導するとともに、公共交通と自動車交通を最適に組み合わせることで、それらが相互に連携した、市民が暮らしやすい都市空間整備に取り組みます。

また、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の教訓を踏まえ、災害時の救援・救護、復旧などの迅速かつ的確な実施につながる都市づくりを進めます。

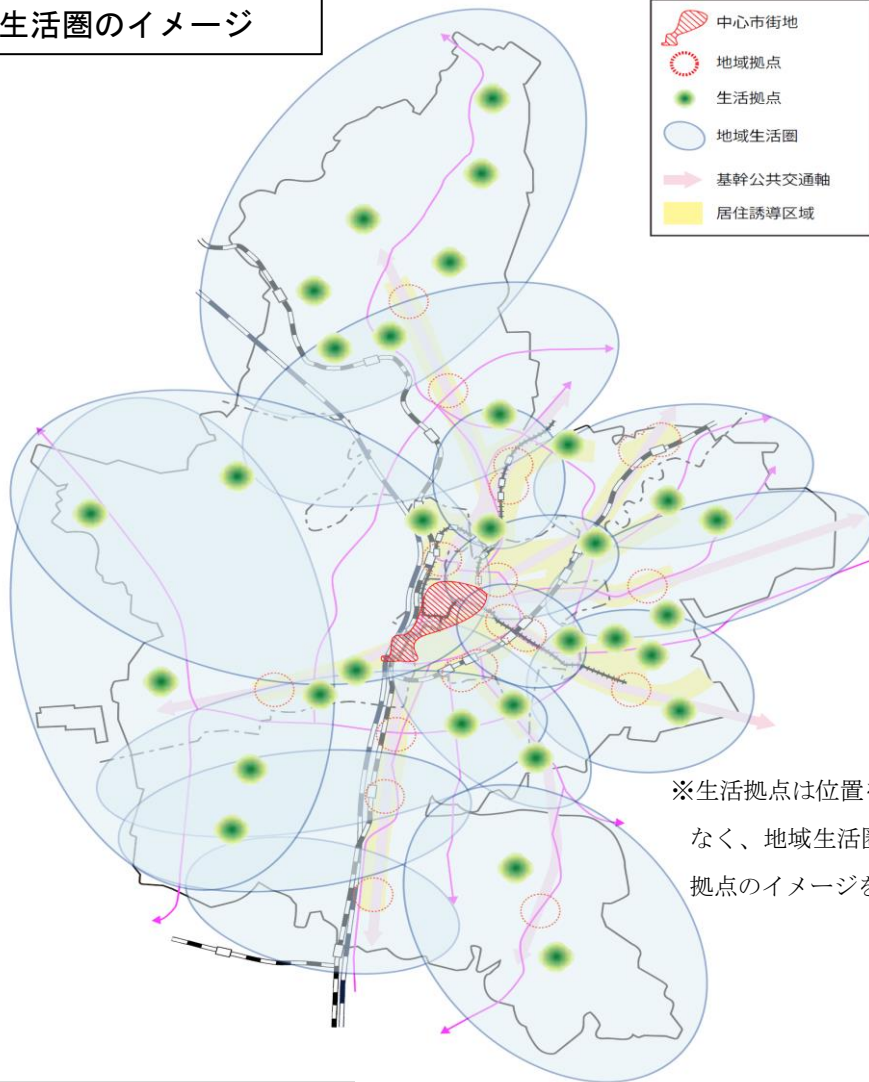
2 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など、様々な機能が立地する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

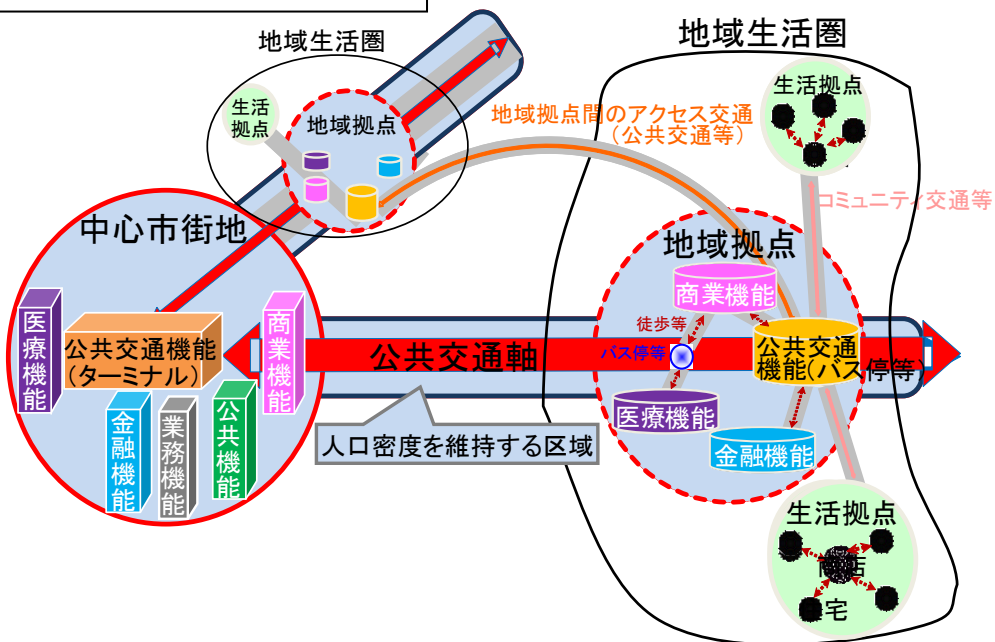
そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市空間』の構成を目指します。



地域生活圏のイメージ



多核連携都市づくりのイメージ



3 市街地の形成方針

(1) 自然環境や農業・漁業生産環境と市街地や幹線道路網などが均整のとれた市街地形成を図ります。

(2) 中心市街地は、市域はもとより県全域の持続的発展をけん引するため、行政、金融、情報通信及び教育文化など高次の都市機能の維持・集積を目指します。特に、熊本城周辺のエリアにおいては、まちの防災力を高めながら都市機能を高度化するとともに、歩行空間の確保や都市景観の向上を進めることにより、災害に強く魅力と活力のある都市空間の創出に取り組みます。

また、地域拠点は、商業機能をはじめ、公共公益機能や各種の都市機能の維持・確保を図ります。

(3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ鉄軌道や主要なバス路線などの基幹公共交通軸の結節強化や、バスターミナルなどの機能向上を図ります。さらに、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路網と、それらとを連携する都市内道路網の形成を促進することにより、円滑な都市活動と快適な都市生活が実現できるような体系的な交通軸の確立を目指します。

(4) 豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」、「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の確立を促進します。

都市の全体構成図



4 多核連携都市の実現に向けて

本市では、今後本格的に到来する人口減少・超高齢社会に対応し、高齢者や子育て世代などにとって、安全・安心であり、健康で快適な、暮らしやすい生活環境を実現するため、中心市街地や地域拠点において、市民が日常生活を営むうえで欠かせない都市機能を維持・確保するとともに、公共交通ネットワークの充実に取り組みながら、公共交通の利便性が高い地域での人口密度を維持します。さらに、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる地域の形成を図ります。

また、郊外部においては、豊かな自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、これらの環境と共存する既存集落の維持活性化を図ります。

将来の都市づくりの姿《将来構成図》

